

岐阜県国土利用計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱

平成21年12月8日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県国土利用計画審議会運営規程（平成21年12月8日制定。以下「運営規程」という。）第4条の規定に基づき、岐阜県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議非公開の手続)

第2条 審議会の会議に出席した委員（議事に関係ある臨時委員は除く。以下同じ）から運営規程第2条第2号の場合に該当する旨の発議があった場合は、会長は審議会に諮り、出席した委員の過半数の同意を得て、会議の非公開を決するものとする。

2 会議の途中においても、前項に規定する手続により、審議会の会議を非公開とすることができるものとする。

(会議の傍聴)

第3条 傍聴人の定員は、概ね10人とする。

2 傍聴希望者（報道関係者を除く。）数が定員を超える場合は、傍聴人は先着順により決定する。

3 傍聴人の受付は、会議開催の当日、所定の場所において会議の開催の30分前から開始し、10分前に締め切るものとする。

(傍聴人の制限)

第4条 次に掲げる者は、傍聴をすることができない。

(1) 銃器その他、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(3) はち巻、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器の類を携帯している者

(5) 写真機、ビデオカメラ、録音機の類を携帯している者（報道関係者であって、会長の許可を受けた者は除く。）

(6) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(7) 酒気を帯びていると認められる者

(8) その他審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴すること。
- (2) 審議に対して可否を表明し、又は拍手しないこと。
- (3) 談話をし、歌を歌い、大声で笑いその他騒ぎ立てないこと。
- (4) 携帯電話、PHS その他これらに類する機器は使用できないよう電源を切ること。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 会場内での写真撮影、録画、録音等を行わないこと。(報道関係者であって、会長の許可を受けた場合は除く。)
- (8) その他会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為はしないこと。

(会議開催の周知)

第6条 審議会の会議の開催は、岐阜県国土利用計画審議会条例第5条第1項の会長の招集の通知後、速やかに会議の名称、日時、場所、議題、傍聴人の定員その他必要な事項を示して周知するものとする。

(会議資料の公表)

第7条 会議の資料、会議の結果及び議事録については、公表するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めのない事項は、会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年12月8日より施行する。